

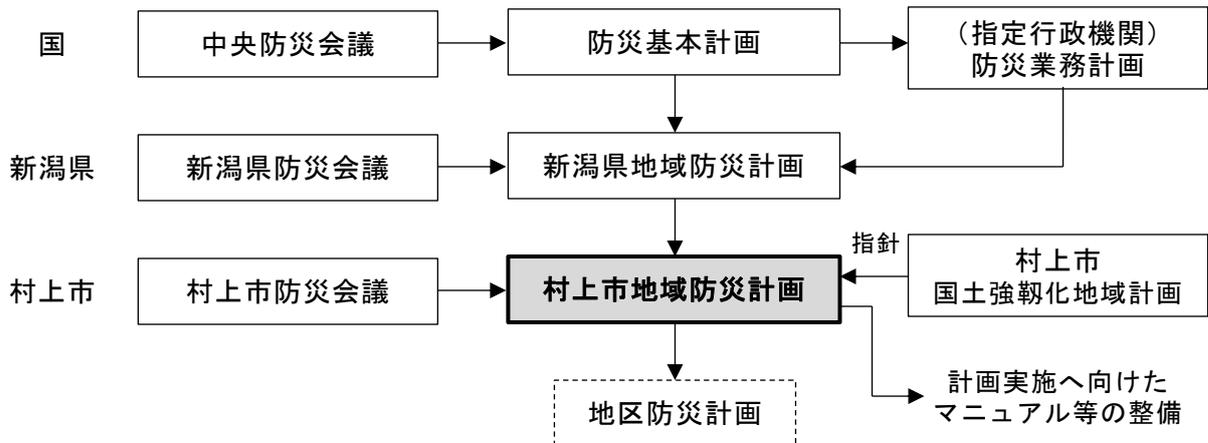
# 村上市地域防災計画 令和3年度修正の概要

## 1 村上市地域防災計画について

村上市地域防災計画は、災害対策基本法条及び村上市防災会議条例の規定に基づき、本市の地域を所管する行政機関、公共機関、公的な団体等で構成する村上市防災会議が策定する計画です。

本計画は、国の防災基本計画や新潟県地域防災計画との整合を図るとともに、市が行うべき予防、応急、復旧・復興等の災害対策を中心に、防災関係機関や住民、事業者等と連携を図りながら、防災対策を推進するための基本的事項を定め、本市における防災の万全を期することを目的としています。

### 【計画の位置づけ】



### 【参考：災害対策基本法より抜粋・一部編集】

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村では、当該市町村の市町村長）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第4項で「当該市町村等」）の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（地区居住者等）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（地区防災計画）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。 6、7（略）

## 2 修正の背景及び方向性

現行の村上市地域防災計画は、平成26年度に「震災対策編」を修正するとともに、「津波災害対策編」を新設し、平成28年度に「風水害等対策編」「資料編」及び「水防計画編」を修正したものです。

平成23年3月の東日本大震災以降も熊本地震や令和元年東日本台風・房総半島台風など、これまで想定していた規模を上回る災害が頻発している状況を受け、その都度、国では、災害対策基本法並びに各種法令の改正や防災基本計画の修正等を行い、県においても、新潟県地域防災計画の見直し等を行っています。

このため、本市においても、住民が安心・安全に暮らせる災害に強いまちづくりの実現に向け、国の各種法令の改正や新潟県地域防災計画等との整合を図るとともに、防災・減災対策の基本となる計画の見直しを行うものです。

### 【見直しの方向性】

今回の見直しに当たっては、これまでの国及び県における計画の改定等を受け、本市の地域特性に合わせた修正作業を実施していくものとする。

- ① 防災関連法令（災害対策基本法、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等）の改正や国の防災基本計画の修正等による見直しを行う。
- ② 新潟県地域防災計画（令和3年6月修正）の反映及び整合による見直しを行い、防災・減災対策の強化を図る。
- ③ 複合災害に対応するため、大規模地震に対応した「震災対策編」を「村上市地域防災計画」の基本となる編として位置づけ、風水害等、津波及び個別災害対策においても実施すべき重複事項を集約・網羅することで一元的に把握し、対策を講じるものとした
- ③ 市の組織機構改革や災害応急体制の見直し等に伴い、必要となる修正を行うとともに、各種時点情報の反映や用字用語の表記の統一等を行う。

### 【参考：国及び県の動向】

#### ① 国（中央防災会議等）における防災対策の見直し動向

国は、平成23年12月に東日本大震災を教訓とした防災対策の抜本的な見直しを行った以降も、専門調査会や検討会での報告を受けた修正等を経て、直近では、令和3年5月に、災害対策基本法の改正（災害対策本部の見直し、避難勧告・避難指示の一本化等）等を踏まえた修正を実施

#### ② 新潟県における防災対策の見直し動向

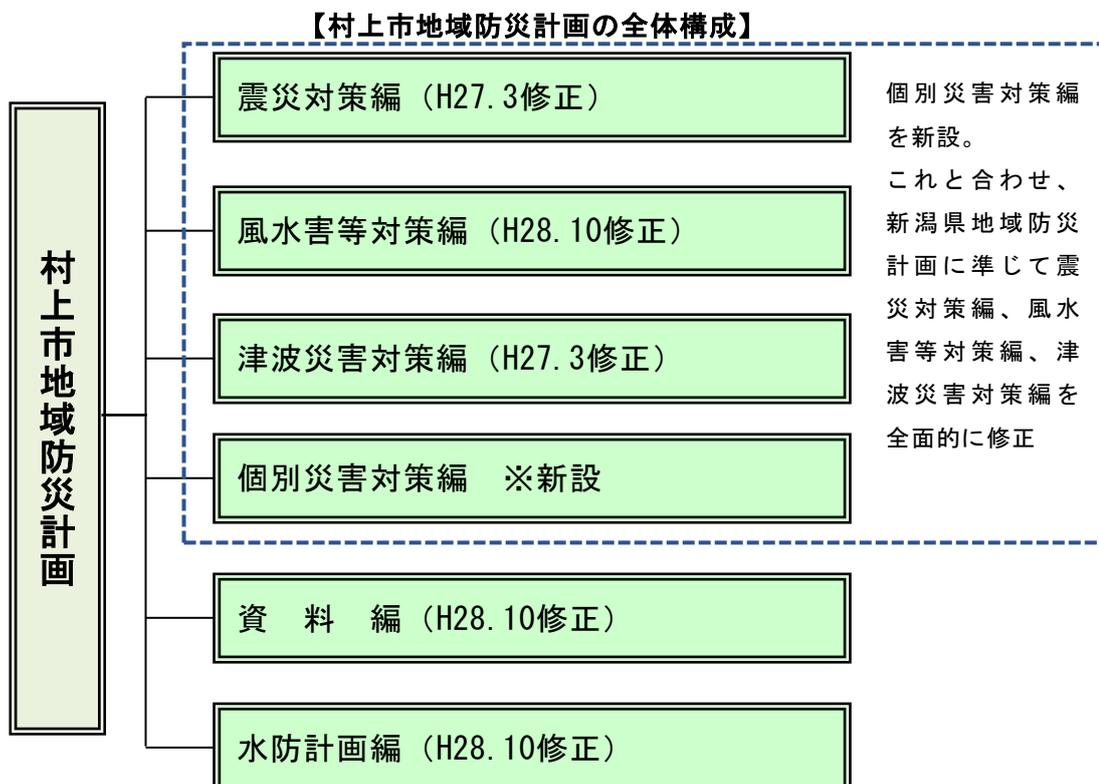
県は、東日本大震災以降、防災対策の基本となる新潟県地域防災計画について、その内容の見直しを行っている。

最近では、令和3年3月に令和元年東日本台風及び令和元年房総半島台風に係る検証結果や最近の施策の進展等を踏まえた修正を、令和3年6月に防災基本計画修正内容の一部（避難勧告・避難指示の一本化等）について修正し、その他の部分についても今年度内に修正する予定としている。

### 3 修正の概要

#### (1) 村上市地域防災計画の全体構成

今回の修正では、新潟県地域防災計画の構成を踏まえ、「個別災害対策編」を新たに作成し、災害種別に応じた対策の強化を図るものとします。これに伴い、村上市地域防災計画の全体構成は以下のとおりとなり、「震災対策編」「風水害等対策編（土砂災害対策を含む。）」「津波災害対策編」については、内容が大きく更新されることから、全面的な見直しを行うこととします。



#### 【構成変更のポイント】

- ① 個別災害対策編を新設
- ② 防災関係機関との連携、継続した修正等を考慮し、新潟県地域防災計画に準じた章や節の構成に見直し
- ③ 「震災対策編」「風水害等対策編」「津波災害対策編」「個別災害対策編」「資料編」及び「水防計画編」と各編に分かれ構成されており、記載量も多く、すべてを読み込むことが容易ではない状況となっているため、「震災対策編」を基本として、共通にできる節は「震災対策編 第〇節 に準ずる。」といった形に修正
- ④ 「第2章 災害予防」については、村上市の予防計画として、住民や企業、市の役割を中心に掲載（県やその他の防災関係機関については、責務の部分のみ記載）
- ⑤ 「第3章 災害応急対策計画」では全体の対応を把握する必要があるため、新潟県地域防災計画との整合を図りつつ、関係機関の対応も記載

※「震災対策編」「風水害等対策編」「津波災害対策編」の構成の変更については、現行計画からの変更を節別に掲載している構成対比表（別紙）を参照

#### (2) 修正のポイント

今回の修正に当たっては、新潟県地域防災計画を踏まえ、全体的に修正を行っていますが、特に重点を置き、強化を図るポイントは次のとおりです。

※下線部分は主な計画掲載箇所を示す。

## ① 近年の風水害を踏まえた避難対策の強化

ア 住民の避難行動を支援する防災情報の提供等（令和元年東日本台風）

- ・災害時における事業所等の役割を明記するとともに、特別警報・警報・注意報及び気象情報等の最新情報を反映し、適切な避難行動を促す情報伝達、避難行動に係る住民意識の啓発を推進する。

風水害等対策編 第2章 第5節「洪水予報・水防警報伝達計画」等

イ 水害・土砂災害からの避難体制の整備（平成30年7月豪雨）

- ・地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

風水害等対策編 第2章 第1.1節「土砂災害予防計画」

風水害等対策編 第2章 第2.3節「水防管理団体の体制整備」等

ウ 要配慮者施設の避難確保計画等の定期的な確認（平成28年台風第10号）

- ・水防法等で避難確保計画の作成を義務づけられた施設について、市や県が計画や訓練の実施状況等の定期的な確認に努める。

震災対策編 第2章 第1.2節「3(2) 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備」

資料編「5-3 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧」の追加 等

エ 避難勧告と避難指示の避難指示への一本化等（令和元年東日本台風等）

- ・災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）に基づき、避難勧告と避難指示を避難指示へ一本化し、同じ警戒レベル（警戒レベル4）として発令する。
- ・災害が発生・切迫した状況において避難指示の対象者のうち、市長が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急に安全を確保するための措置を指示する。

風水害等対策編 第2章 第2.7節「避難体制の整備」等計画全体

オ 市町村域を超えた避難体制の整備（平成27年9月関東・東北豪雨災害）

- ・災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て指定緊急避難を近隣市町村に設ける。

震災対策編 第2章 第2.6節「3(6) 広域避難に係る体制の整備」

カ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成（令和元年東日本台風等）

- ・災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）により避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、個別避難計画の作成を一層推進する。

震災対策編 第2章 第2.7節「要配慮者の安全確保計画」等

## ② 災害教訓の反映による災害対策の強化

ア 庁舎等の防災上重要な公共建築物等の耐震化の推進（熊本地震）

- ・庁舎等の耐震化の推進に加え、ガラスや天井等の非構造部材の耐震対策等の実施

を推進する。

震災対策編 第2章 第7節「建築物等災害予防計画」

イ 食料・生活必需品等供給対策の強化（令和元年房総半島台風）

- ・大規模停電発生時の対策を検討するとともに、物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

震災対策編 第3章 第3節「防災関係機関の相互協力体制」

震災対策編 第3章 第2.3節「食料・生活必需品等供給計画」

ウ 罹災証明書の円滑な発行のための体制整備（熊本地震、平成30年7月豪雨等）

- ・住家の被害認定調査に必要な人員確保のための職員育成や応援受入体制の構築、システムの活用等に努める。

震災対策編 第4章 第1節「4 罹災証明書の発行」

エ 集中的な大雪に備えた対策の強化（平成30年1月から2月にかけての大雪）

- ・大規模な車の立ち往生のリスク箇所の把握、道路利用者へ不要・不急の道路利用を控える呼びかけの実施等、短時間で局地的な大雪となる事態が発生した場合等における交通の確保対策を強化する。

個別災害対策編 第2章 第5節「積雪期の交通確保計画」

**③ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の追加**

ア 分散避難の推進

- ・感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するなど。

震災対策編 第2章 第2.6節「3(5) 避難場所、避難所及び避難路の指定」

イ 避難所運営における留意事項の追加

- ・被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるなど。

震災対策編 第3章 第8節「避難所運営計画」

#### ④ その他最近の災害対応の改善の反映等による防災力の強化

##### ア 市の防災体制及び災害時における配備基準の見直し等

- ・ 災害対策基本法改正や最近の気象情報等の高度化を踏まえた、配備基準等の見直し
- ・ 災害応急対策を時系列で示したタイムスケジュールの反映
- ・ 被災市区町村応援職員確保システムによる支援要請

震災対策編・風水害等対策編 第3章「災害応急対策タイムスケジュール」

風水害等対策編 第3章 第2節「風水害等配備体制」

震災対策編 第3章 第3節「防災関係機関の相互協力体制」等

##### ウ 津波への備えの充実

- ・ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を踏まえた津波に強いまちの形成
- ・ 地震・津波に関する情報、津波予報の整理

津波災害対策編 第3章 第4節「防災都市計画」

津波災害対策編 第3章 第7節「住民等避難計画」等

##### ア 事業継続力強化支援計画の策定推進

- ・ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市・商工団体が連携して、事業継続力強化支援計画の策定推進

震災対策編 第2章 第3 2節「事業所等の事業継続」

##### エ その他

- ・ 防災関係機関の対策の見直しの反映
- ・ その他組織改正並びに時点修正及び字句修正

震災対策編 第1章 第2節「住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務

又は業務の大綱」等計画全体